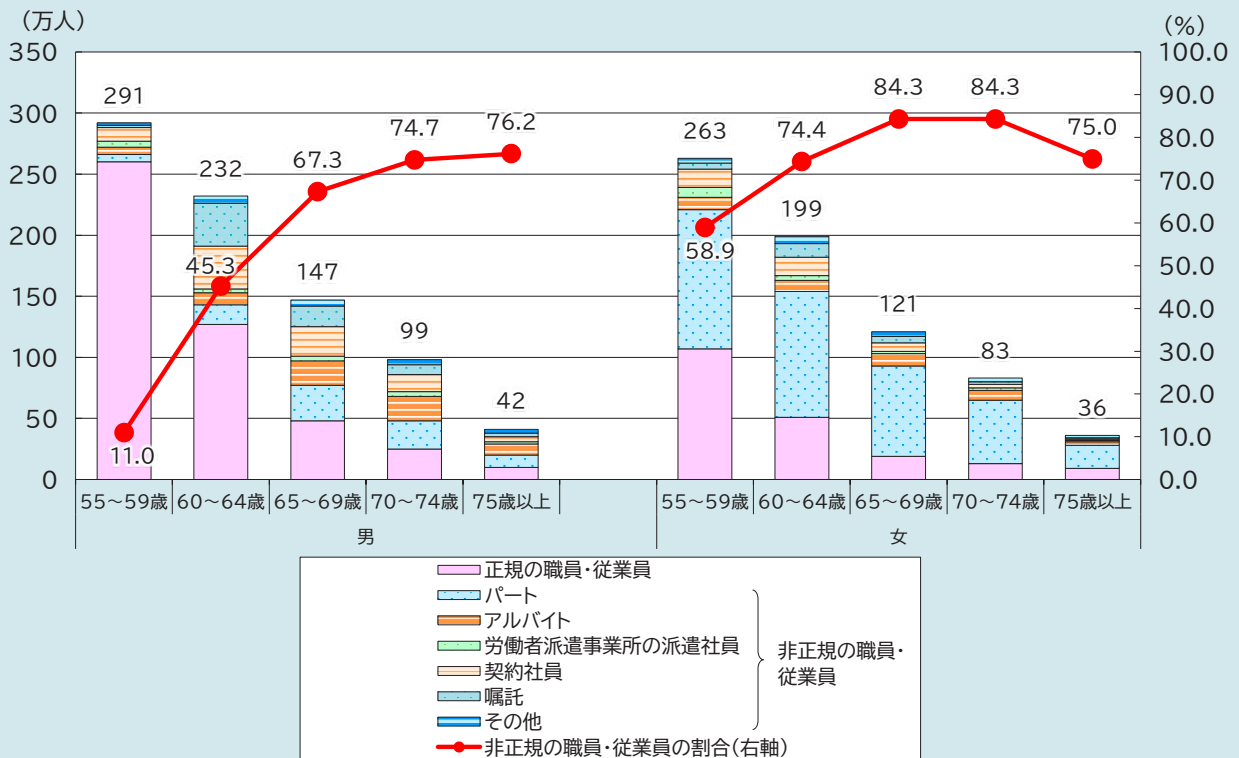
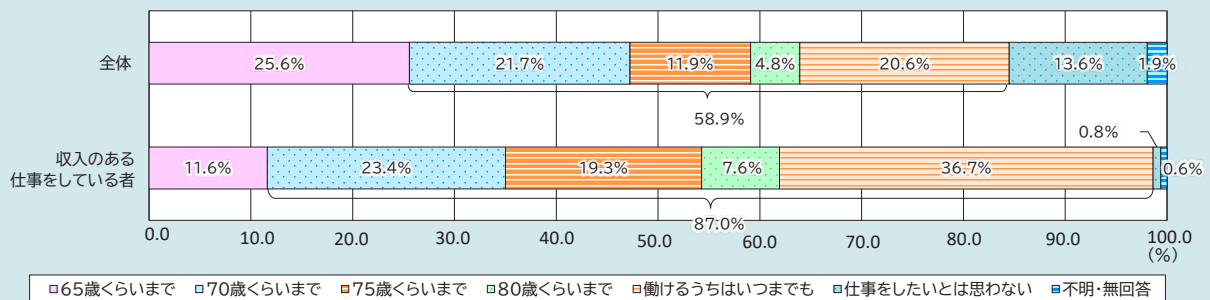


図1-2-1-14 雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率（役員を除く。）



資料：総務省「労働力調査」（令和4年）  
 （注）年平均の値

図1-2-1-15 あなたは、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか（択一回答）



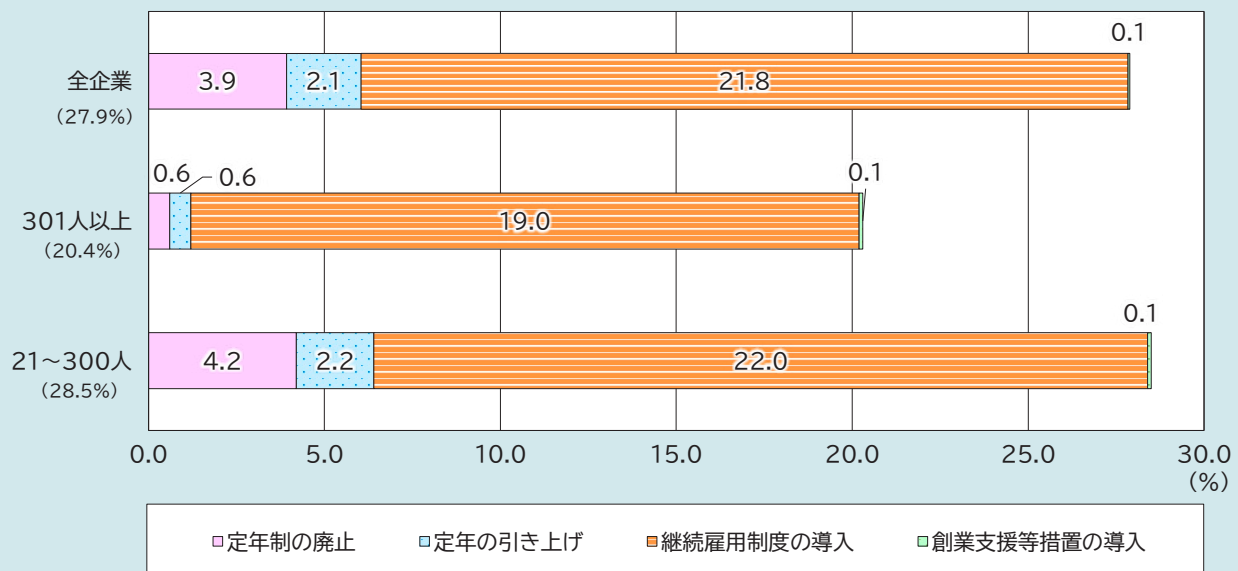
資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和元年度）  
 （注1）調査対象は、全国の60歳以上の男女  
 （注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

### オ 70歳までの高齢者就業確保措置を実施している企業は3割弱

従業員21人以上の企業23万5,875社のうち、高齢者雇用確保措置<sup>3</sup>を実施済みの企業の割合は99.9%（23万5,620社）となっている。また、70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は27.9%（6万5,782社）となっている（図1-2-1-16）。

（注3）「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講ずるよう義務付けている（高齢者雇用確保措置）。また、令和3年4月1日からは70歳までを対象として、従来の雇用による措置や、「継続的に業務委託を締結する制度」、「継続的に社会貢献事業に従事できる制度」という雇用によらない措置のいずれかの措置を講ずるように努めることを義務付けている（高齢者就業確保措置）。

図1-2-1-16 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳



資料：厚生労働省「令和4年『高齢者雇用状況等報告』の集計結果」より内閣府作成

（注1）「創業支援等措置の導入」とは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入を指す。

（注2）本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。